

令和3・4年度 物品等納入にかかる申請要領

【50万円未満の小規模取引（市内業者のみ）】

令和3・4年度にあわら市が発注する50万円未満の小規模取引（小規模修繕業務、物品の購入又は製造の請負及びその他の契約）を希望する方は、記載事項を確認のうえ申請の手続きをして下さい。

1 対象者

市内業者

- ① あわら市内に主たる事業所（本店）又は住所（個人事業者）を置く方

2 登録を受けることができない者

1の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、登録を受けることができません。

(1) あわら市内に主たる事業所又は住所を置かない方

(2) 納期限の到来している税を完納していない者

※ただし、新型コロナウイルス感染症に係る納税猶予を受けている場合に限り、参加資格を有するものとして扱います。

(3) 申請書類の記載内容が不備で審査が困難と認められる者

(4) 役員（役員として登記または届出はされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、あわら市暴力団等排除措置条例（平成23年あわら市条例第7号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

3 名簿への登録、有効期間

令和3年4月1日以降の申請登録日から令和5年3月31日までの期間とします。

4 申請様式、提出書類

（様式はホームページ <http://www.city.awara.lg.jp> よりダウンロード可）

■提出書類

① 物品等納入にかかる申請書：あわら市の指定様式（第1号）を使用してください。

② 業者カード

以下の2点すべてを提出してください。

ア. あわら市ホームページよりダウンロードし、データを入力したものを印刷して提出。

イ. インターネットによる電子申請「福井県電子申請サービス」で提出。

（<https://shinsei.e-fukui.lg.jp/SdsJuminWeb/JuminLgSelect>）

【Excel2007以降の形式(*.xlsx)で提出してください。】

※ただし、パソコン等の環境が整っていない場合には、監理課窓口で配布する「業者カード」に手書きで記入したものを提出してください。

③ 納税状況等調査同意書

・提出後に市が納税の確認を行い、受付締切日時時点で滞納があった場合は、申請は無効といたします。ただし、新型コロナウイルス感染症に係る納税猶予を受けている場合に限り、参加資格を有するものとして扱います。なお、完納証明書は提出不要です。

5 提出書類の留意事項

「物品等納入にかかる申請書の希望する営業種目」

- ア. 営業種目表の中から3種目まで希望することができます。
- イ. **最も希望する営業種目を第1希望として、順次記入してください。**
- ウ. 営業種目表から、あわら市との取引を希望する物品等に該当するものを選び、「大分類番号」、「中分類番号」欄へ該当番号と「品目」欄に記入してください。
- エ. 「主要な取扱商品（業務）内容」欄には、取扱っている商品名や業務内容を記入してください。記入された文字は、システムで検索するために使用しますので、具体的な内容について記入してください。

6 受付期間、提出先

- ① 受付期間：令和4年1月11日（火）より令和4年1月31日（月）まで
（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）
※上記期間外であっても、令和5年3月31日まで随時申請を受け付けます。
- ② 受付時間：午前9時から午後5時まで
- ③ 提出方法：持参または郵送
- ④ 提出先：〒919-0692 福井県あわら市市姫三丁目1番1号
あわら市役所 監理課
TEL 0776-73-8009（ダイヤルイン） E-mail kanri@city.awara.lg.jp